

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
財団法人日本船舶技術研究協会	賛助会員	150,000	150,000	2011年5月16日	当該財団の賛助会員になることにより、船舶建造技術等の資料を入手するため	特財	国所管	当該支出(会費)は、航海訓練所が行う航海訓練の実施に当たり、船舶建造技術に関する最新の知見を入手する上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、情報・資料を入手する方法については、インターネット等で行うことで代替が可能であることから、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。